

国家戦略特区法施行令改正の概要(案)

～国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(案)～

国家戦略特区法・構造改革特区法の一部改正法
成立:6月16日 公布:6月23日

3月以内施行

施行
9月15日 閣議決定(予定)
9月22日 施行(予定)

<法改正の内容>

1. 農業外国人の就労解禁

適切な管理の下、技能等を有する農業分野の専門外国人材の就労を可能とする。

(農作業及び農畜産物を原料とした製造・加工の作業その他農業に付随する作業を行う一定の要件を満たす外国人を、特定機関が雇用契約に基づき受け入れる場合に、在留資格を付与)

■農業に付随する作業の範囲

副産物を使った肥料・飼料の製造／農畜産物・加工品等の運搬、陳列、販売

■外国人の要件(いずれも満たすこと)

満18歳以上／1年以上の実務経験／農業支援活動に必要な知識・技能／日本語能力

■特定機関の基準(いずれも満たすこと)

指針に照らして必要な措置の実施／事業遂行に必要な経済的な基礎を有する／事業実績又は人的構成に照らして必要な能力が十分／法令違反等がない

※その他の詳細については指針等で整備

2. クールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

「技術・人文知識・国際業務」「技能」の在留資格の下で、地域固有の視点から事業審査等を行い、外国専門人材を受け入れ。

■クールジャパン・インバウンド外国専門人材の上陸許可基準(いずれも満たすこと)

- ・当該活動を行うために必要な知識、技術等を有していることを示す資格・受賞歴などをもっていること
(資格・受賞歴等は自治体が提案し、関係府省庁と協議の上、別途告示で制定)
- ・日本人と同等額以上の報酬
- ・活動の全部又は一部が特区内で行われること

3. 地域限定保育士試験実施主体の拡大

特区での地域保育士試験の実施事務を、一般社団・一般財団法人以外の多様な主体にも拡大。

■指定試験機関の要件の改正

指定試験機関の要件について、「一般社団法人又は一般財団法人」を「法人」に改正する等、所要の規定を整備。

その他、所要の規定を整備

※今後、法制局審査等により変更があり得る